

# 令和3年第14回大山町教育委員会

招集年月日 令和3年12月23日（木） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	狛山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則について

日程第 4 議案第 2 号 大山町教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則について

日程第 5 議案第 3 号 指定学校の変更について

日程第 6 議案第 4 号 区域外就学について

日程第 7 議案第 5 号 令和3年度 準要保護児童生徒の認定について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和4年1月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

## 報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
11 月 30 日	火	大山町臨時議会、西部町村就学支援委員会
12 月 2 日	木	西伯郡教育長会
3 日	金	町校長会、片木アルミニウム寄付金贈呈
6 日	月	大山町議会12月定例会本会議開会(報告、提案理由説明)
7 日	火	大山町議会本会議(議案の質疑)
9 日	木	兵庫教育大学との共同事業契約書締結式
11 日	土	大山町プログラミング体験教室
14 日	火	中山中学校 英会話通信テスト
15 日	水	大山町議会本会議(一般質問 ~16日)
16 日	木	中山小学校 大山チャンネルを活用した取り組み
19 日	日	大山町百人一首大会
20 日	月	西伯郡教育長会、校長ヒアリング
21 日	火	大山町議会本会議閉会(質疑・討論・採決)
22 日	水	給食調理業務委託プロポーザル審査委員会、校長ヒアリング
23 日	木	定例教育委員会、町内各小学校終業式

### 今 後 の 予 定

24 日	金	町内各中学校終業式、小中連携学力向上推進事業中間報告会
1 月 3 日	月	大山町成人式
6 日	木	町内各中学校始業式、町校長会、大山保育所 春の七草
7 日	金	町内各小学校始業式、大山きゃらぼく保育園 春の七草、県教育委員会との意見交換会(県庁)

## 議案第 1 号

大山町教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則について

大山町教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則について、次のとおり承認を求める。

令和3年12月23日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、教育委員会、教育長又は教育委員会の機関（教育委員会の権限に属する事務を処理するための組織を構成する教育委員会事務局及び学校その他の教育機関をいう。以下同じ。）に提出する申請、届出等の書類について、押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができるようにすることにより、書類の提出手続の簡素化を図り、もって書類提出者（以下「提出者」という。）の負担を軽減することを目的とする。

(押印の省略)

第2条 教育委員会、教育長又は教育委員会の機関に提出する書類であって、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により提出者の押印又は署名を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、印鑑又は署名の照合を必要とする場合を除き、提出者の押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができる。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

議案第 2 号

大山町教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則について

大山町教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則について、次のとおり承認を求める。

令和3年12月23日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、教育委員会、教育長又は教育委員会の機関（教育委員会の権限に属する事務を処理するための組織を構成する教育委員会事務局及び学校その他の教育機関をいう。以下同じ。）が書面により施行する文書について、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷することにより、書面による文書の施行手続の簡素化を図り、もって行政運営の効率化に資することを目的とする。

(公印の押印の省略等)

第2条 教育委員会、教育長又は教育委員会の機関が書面により施行する文書であって、教育委員会規則その他の規程（以下「教育委員会規則等」という。）により公印の押印を要するとされているものについては、当該教育委員会規則等の規定にかかわらず、相手方が特に公印の押印を求める場合を除き、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷して施行するものとする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。